

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付しているものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

昭和 55 年 11 月に結婚した時、夫が市役所で私の国民年金に係る必要な変更の手続きを行い、55 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を納付し、56 年 4 月からは義母が町内会を通じて夫、私及び義弟の 3 人分の保険料を納付してきた。申立期間について、夫及び義弟の保険料が納付済みとなっているのに私の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間について国民年金保険料はすべて納付している。また、申立人と同様にその義母が町内会の納付組織を通じて保険料を納付していたとする申立人の夫及び義弟の国民年金保険料は、20 歳の資格取得時からすべて納付されているほか、申立人及び夫は平成 11 年度から 18 年度までの間は保険料を前納するなど、家族の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間当時はその義母が申立人を含む家族 3 人分の保険料を町内会の納付組織を通じて納付したとしており、申立人が居住していた地区では町内会による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できるなど、申立内容に不合理な点は見当たらず、申立人のみの保険料が未納となっていることは不自然である。

加えて、当時の申立人に関して、国民年金保険料の納付に支障を来すような周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 6 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月から 48 年 3 月まで

過去の国民年金保険料を納められることを聞き、自分と夫の保険料を同時に一括納付した記憶があり、申立期間については、夫が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和 46 年 1 月ごろに国民年金に加入し、当初から申立人自身の国民年金保険料のみ町内会集金で納付しており、自分自身の年金受給に対する関心が高かったと思料される。

また、申立期間のうち昭和 47 年 6 月分保険料については、市役所の国民年金被保険者名簿に同年 4 月及び 5 月分保険料の収納が記載されており、当時の町内会における集金は、3 か月の納期ごとの集金とされていることから、転居や資格喪失などが認められない申立人の保険料納付が 2 か月分しか納付されていないことは不自然であり、47 年 4 月及び 5 月分保険料とともに同年 6 月分保険料も納付されていたとすることが自然である。

さらに、申立人は、その夫と共に未納保険料を一括納付した記憶があるとしているところ、申立人の夫については、昭和 47 年 7 月から 48 年 3 月までの保険料を 49 年 8 月 30 日に納付していることが確認できる。加えて、この未納保険料納付について、申立人は、勤務先の公民館で事務を行っていた人に相談した上で納付したと記憶しており、納付に係る経緯も具体的であるなど、申立内容に不合理な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、家族 3 人（義母、夫及び申立人）で国民年金制度発足と同時に国民年金に加入し、町内の婦人会を通じて、家族 3 人分の国民年金保険料を毎月一緒に納付していたはずであり、私の保険料が 2 年間未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、家族 3 人（申立人の義母、夫及び申立人）と国民年金制度発足当初より国民年金に加入しており、申立期間を除き、約 30 年間にわたる国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の義母は、加入期間についてすべて納付している。このように、申立人の家族の国民年金への加入及び保険料の納付への意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人が居住する町内においては、婦人会が国民年金保険料の集金を行っていたとみられ、申立人と同時に加入した申立人の夫及び義母も婦人会の集金を通じて保険料を納付していたとみられることや、住所異動等の申立人の保険料の未納につながるような周辺事情は見当たらないこと、さらに、国民年金保険料の納付日が確認できる昭和 41 年度からの国民年金手帳の検認印日付は、家族 3 人とも同一日であることも勘案すれば、申立期間のみ申立人の国民年金保険料が納付されなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年2月、同年3月、48年7月から同年9月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月及び同年3月
② 昭和45年1月から同年3月まで
③ 昭和48年7月から同年9月まで
④ 昭和49年1月から同年3月まで

昭和42年1月末に会社を退職した後、兄が理容店を営んでいたA市へ転居し、同市役所で加入手続と同時に申立期間①の国民年金保険料を納付した。その後、44年ごろから出身地へ転居する49年2月まで、兄と別居し各地の飲食店等で住み込み等により仕事をしていたが、納付書は兄の自宅を訪ねた際に入手し定期的にA市役所で納付していた。48年9月に婚姻後は、妻の分と併せて納付した。申立期間はすべて納付しているはずであり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和42年2月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、60歳までの約39年間、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の妻の保険料も、20歳に到達した後に国民年金に加入してから約35年間、申立人の申立期間を含めてすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

2 申立期間①については、社会保険庁の記録によると、平成14年4月に、申立人の国民年金被保険者の資格取得日を昭和41年2月から申立期間①の42年2月に訂正し、平成14年5月に昭和41年2月及び同年3月の国民年金保険料の還付請求書が発行されたが、申立人から還付金の受け取りに係る書類の提出がされなかったことから、還付金は国庫歳入金に繰入れられたことが記録されている。還付対象期間は、申立人は会社に勤務し厚生年金保険の加入期間であることから、還付手続がされていることについて不自然さは無い。しかし、申立人が厚生年金保険に加入している期間に、還付対象期間

の国民年金保険料を納付することは不自然であり、申立人も当該期間について保険料を納付した記憶は無いと述べており、記録されていた保険料は申立期間①の保険料であると考えるのが合理的である。

- 3 申立期間②については、当時の国民年金保険料の納付方法は、国民年金手帳に印紙を貼付し市役所の検認印を押印する印紙検認方式を採用していた時期であるが、申立人が保有している国民年金手帳の昭和44年度国民年金印紙検認記録欄には、申立期間②の市役所の検認印が押印されておらず、社会保険庁の記録や市役所の国民年金被保険者名簿の記録とも合致することから、申立期間②の保険料は納付していなかったものと推認される。
- 4 申立期間③及び④については、申立人は、昭和47年4月から他県の飲食店に住み込みで勤務しており、住所地であるA市に居住していないにもかかわらず、申立期間以外に未納は無い。また、申立人は、48年9月に婚姻後、申立人の妻の保険料も納付していたと述べており、婚姻後の申立期間以外の期間について申立人夫婦に未納は無く、申立人の妻の保険料のみ納付され、申立人の申立期間③及び④の保険料が未納となっていることは不自然であり、ほかに、申立人に国民年金保険料の未納につながるような周辺事情も見当たらない。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年2月、同年3月、48年7月から同年9月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年8月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月6日から34年1月17日まで

私は昭和33年8月6日から38年10月までA社に勤務していたのに申立期間が厚生年金保険に未加入となっており納得できない。入社当時から厚生年金保険料が引かれていたので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有する給料手当領収書、労働者名簿及び支払金明細により、申立人が昭和33年8月6日に同社に入社し、その後も引き続き勤務しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料手当領収書の厚生年金保険料控除額から7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は他の従業員と同様に厚生年金保険に加入していたはずであるから納付したものとしている。しかし、事業所が提出した厚生年金保険料の領収証書の写しからは、申立人に係る申立期間の保険料納付を確認することはできず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、

事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年2月25日に訂正し、申立期間のうちの45年2月から同年9月までの標準報酬月額を3万6,000円とし、45年10月から46年1月までの標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月25日から46年2月25日まで

私は昭和43年3月から46年2月までA社に勤務したが、45年2月25日以降が厚生年金保険に加入していないものと記録されており納付できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社が保管する辞令台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書（昭和45年8月12日付け）並びに同社関係者の供述から、申立人が申立期間において引き続き同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年10月の社会保険事務所の記録及びA社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書（昭和45年8月12日付け）から、昭和45年2月から同年9月までの期間については3万6,000円とするとともに、同年10月から46年1月までの期間については4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義

務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る保険料も納付したと思うと供述しているが、A社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び社会保険関係一覧表（社内資料）の記録から、事業主は申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失の届出を、昭和46年2月25日とすべきところを誤って45年2月25日として届け出ていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年2月から46年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和47年4月1日に、資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を昭和47年4月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から48年7月までは3万6,000円、同年8月から49年3月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から49年4月1日まで
昭和45年4月から4年間、育英奨学生として東京都内の2か所で勤務した。しかし、4年間のうち申立期間においてA事業所に勤務していたものの、厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の申立人に係る育英奨学会在籍証明書、A事業所に勤務していた当時の学生のほぼ全員が厚生年金保険に加入していたこと及び申立人の当時の同僚たちの供述等から判断すると、申立人が同事業所に申立期間において勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同じ業務に従事していた同僚の記録から判断すると、昭和47年4月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から48年7月まで3万6,000円、同年8月から49年3月までは5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関係資料が無く、A事業所が被保険者資格の取得及び

喪失並びに保険料納付を行ったかは不明としている。しかし、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所がこれらの届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 45 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から3年3月まで

母は、私が20歳になった時国民年金に加入する手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと話している。また、私が平成3年4月に就職することになった時、母から年金手帳を渡されて役場へ相談に赴き、その際、担当者に手帳を手渡したことを覚えているので、国民年金に加入し申立期間の保険料を納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続きが行われ申立期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。また、申立人の母親は、加入手続きを行った時期、場所及び保険料を納入通知書により納付したことを記憶しているが、年金手帳の交付を受けた時期、場所、保険料を納付した時期、場所、金額等についての記憶は明確でなく、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行ったとする平成2年度に申立人が居住する町で払い出されたとみられる国民年金手帳記号番号について、欠番となった記号番号を含めて社会保険庁オンラインシステム等により調査した結果、申立人に割り振られた記号番号は無い。加えて、氏名による未統合記録の検索を行った結果、申立人に該当する記録も見当たらないことから、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたとは考え難い。このほか、欠番とすべき記号番号が社会保険庁オンラインシステムに入力されることなく誤って払い出されたとしても、保険料納入通知書の作成・交付、金融機関の保険料領収済通知書の点検、被保険者台帳への記録など事務処理の各段階を通じて誤りが発見、訂正されないとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が国民年金に加入し申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び昭和 63 年 1 月から平成 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月まで
②昭和 63 年 1 月から平成 2 年 3 月まで

結婚後、私の国民年金についての納付案内が社会保険事務所から届き、妻が市役所の年金窓口で、私の保険料の未納期間のうち納付可能な期間について納付した。その後は妻と一緒に保険料を納付してきたはずであり、私だけ未納期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、市役所の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 3 月 22 日に払い出され、資格取得日を申立人が 20 歳に到達した 55 年 1 月 31 日までさかのぼっており、払出時点で申立期間の一部は既に時効の到来により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が明確ではなく、当時の状況は不明であるほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで
申立期間当時、納税組合長をしていた父から数年にわたり国民年金に加入するよう説得され、父が加入手続をし、同時期に国民年金保険料の未納分を一括納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の未納分を一括納付したはずであるとしているが、申立人の父は既に亡くなっている上に、申立人自身はそれらに関与していないことから、当時の状況は不明である。

さらに、社会保険事務所の国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金の加入手続は昭和44年9月ごろに行われ、その際に35年10月にさかのぼって被保険者資格を取得したとみられるが、加入手続が行われた44年9月ごろは特例納付が可能な期間ではなく、この時点で、42年6月以前の国民年金保険料は時効により納付できない。

加えて、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から4年4月まで
私は、平成元年に住居票を異動せず他市に転居したが、同年12月に60歳になると、すぐに住所地の市役所で国民年金に任意加入の手続きをして、65歳まで居所近くの金融機関で納付書により保険料を納めてきた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人に対して平成2年12月6日に作成された最終の過年度納付書による納付状況をみると、納付期間は元年2月から同年5月までの4か月分と推定され（この前後の期間は第3号被保険者期間である）、60歳前の直近の保険料を未納としつつ、元年12月に任意加入したとするのは不自然である。

さらに、申立人は60歳になるとすぐに国民年金への任意加入の手続きをして、65歳まで金融機関で保険料を納めていたとしているが、社会保険庁の記録によれば、申立人は平成4年5月1日に任意加入しており、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間の保険料を納付することはできず、ほかに、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から46年12月まで
父が私の国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれたはずである。国民健康保険の加入が昭和42年7月1日からであるのに、国民年金の加入が47年1月1日からとなっており、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の父が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料の納付をしてくれたはずであるとしており、申立人はこれらに関与しておらず、申立人の父は既に死亡していることから、当時の状況は不明である。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人の国民年金の加入手続は昭和47年1月ごろに、被保険者資格取得日を47年1月1日として行われたとみられるほか、市役所の国民年金被保険者カードの46年12月の欄に「本月以前無効」の押印があることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の姉妹にも20歳到達直後の期間に未納がみられるなど、ほかに、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月から49年3月まで
私は昭和54年から55年ごろに、母親から私の国民年金保険料は20歳までさかのぼってすべて納めてあると言われ、国民年金手帳を受け取っていた。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、社会保険事務所の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年2月ごろに払い出され、被保険者資格取得日を申立人が20歳となった44年5月にさかのぼっており、これ以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無い。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとしているその母親は、役場から申立人に係る国民年金加入申請書が送付されてきたため、役場に出向き、申立人の加入手続きを行い、保険料納付したとしているが、役場では、当時、加入申請書の各家庭への送付はしていないとしている。

加えて、申立人の母親は、役場職員に勧められ申立人が20歳となった時期までさかのぼって保険料を一括納付したとしており、加入手続き時は特例納付が可能な申出期間ではあるが、具体的な納付方法、納付場所等についての記憶は無く、納付金額についてもかなり大きな額であったとするのみで明確ではなく、ほかに、申立人の申立期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年8月から12年2月までの期間及び13年4月から14年1月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年8月から12年2月まで
② 平成13年4月から14年1月まで

全額免除の手続をするため平成11年5月ごろに役場に行ったところ、7月から8月ごろに申請するようにとの説明を受けその通りにした。平成13年7月ごろにも同様の手続をしたが、この期間について全額免除の手続となっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成11年5月ごろ役場に行った際に、同年7月から8月ごろに申請するようにとの説明を受け、その後、役場で免除申請手続を行ったとしているが、申立人が役場へ免除申請に出向いたとする時期の記憶は明確でない。また、申立人は、住民票の異動手続を平成11年6月に行うとともに、同月分の国民年金保険料を納付しており、免除申請手続を行うことが可能と案内されたとする同年7月に同月分の国民年金保険料を納付するなど不自然である。さらに、社会保険庁のほか役場の記録においても、申立人が申立期間において免除申請の手続を行った形跡は見当たらない。

申立期間②については、申立人の申立期間前後の免除期間について、役場の記録によると、平成12年4月に申立人の最初の免除手続が行われ、14年3月に2度目の手続が行われており、当時の制度では、申請月の1か月前から免除が適用とされることから、これらの免除申請手続に不自然な点はみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで
昭和 61 年 4 月の婚姻の際、妻に私の国民年金保険料が未納であることを指摘され、可能な限りさかのぼって保険料(約 2 年分、17 万円程度)を金融機関で納付したはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収票等)は無い。

また、申立人は、昭和 61 年 4 月ごろ申立期間の国民年金保険料を可能な限りさかのぼって納付したとしているが、その納付書の発行元についての記憶が明確でないほか、申立人が納付したとする時期に申立期間の保険料を納付したとすれば、現年度及び過年度の保険料に当たるため、市役所及び社会保険事務所が収納機関となり、二つの行政機関が同時に保険料の納付を誤って記録することは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする月(昭和 61 年 4 月)分の保険料は昭和 62 年 3 月に納付されており、一括納付したとする納付意欲からみて、保険料を遅れて納付していることは不自然である。

加えて、昭和 62 年 6 月には納付書を発行した履歴があり、納付状況からみて、これは申立期間の一部である昭和 60 年度分のものであると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から3年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から3年5月まで
申立期間の国民年金保険料については、勤めていた会社を退職した後、国民年金の納付書が実家に送られてきたので父親に届けてもらい納付した。この期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した場合には、自動的に国民年金に加入するものと認識していたことから、申立期間に係る国民年金の加入手続は行っていなかったと述べていることから、納付書は送付されなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続は国民健康保険の加入と同じ年に手続したと述べており、市役所の記録によると申立人の国民健康保険の加入日は、平成6年1月27日であり、国民年金については、同年10月4日に被保険者資格を再取得する手続を行っていることから、申立期間は時効の到来により納付できない。

加えて、申立期間において申立人が保険料を納付したことをうかがわせる資料は無く、申立人に別に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年3月までの期間及び53年7月から59年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年7月から47年3月まで
② 昭和53年7月から59年7月まで

私は、会社を退職した昭和44年8月ごろ、市役所支所で国民年金と国民健康保険にセットで加入し、その後、母親が夫婦二人分の国民年金保険料を当時居住していた町内会を通じて納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立人の母親が申立人夫婦二人分の国民年金保険料を町内会を通じて納付してくれていたと述べており、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親は既に死亡していることから、当時の状況は不明である。

さらに、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年8月ごろに申立人の妻と連番で払出されており、その際、44年7月の厚生年金保険被保険者資格喪失日までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得している。その場合、申立期間①の保険料については、一部が時効により納付できない上、納付可能だった期間についても過年度保険料となり、町内会を通じて納付することはできない。

加えて、申立期間②については、申立期間当時、町内会では国民健康保険の保険料等は集金していたものの、国民年金保険料は集金していなかったとの供述があり、申立人夫婦二人とも町内会を通じて納付できなかったものと考えられ、ほかに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年3月までの期間及び53年7月から59年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から47年3月まで
② 昭和53年7月から59年7月まで

夫が会社を退職した昭和44年8月ごろ、市役所支所で国民年金と国民健康保険にセットで加入し、その後、義母が夫婦二人分の国民年金保険料を当時居住していた町内会を通じて納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立人の夫が加入手続を行い、申立人の義母が申立人夫婦二人分の国民年金保険料を町内会を通じて納付してくれていたと述べており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の義母は既に死亡していることから、当時の状況は不明である。

さらに、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年8月ごろに申立人の夫と連番で払出されており、その際、44年7月の厚生年金保険被保険者資格喪失日までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得している。その場合、申立期間①の保険料については、一部が時効により納付できない上、納付可能だった期間についても過年度保険料となり、町内会を通じて納付することはできない。

加えて、申立期間②については、申立期間当時、町内会では国民健康保険の保険料等は集金していたものの、国民年金保険料は集金していなかったとの供述があり、申立人夫婦二人とも町内会を通じて納付できなかったものと考えられ、ほかに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年1月まで

私は国民年金に結婚前から加入しており、結婚の際に夫の勤務先の社宅に転居し、転居先の市役所で国民年金などの各種届出を行った。国民年金保険料は、毎月、社宅へ集金に来た町内の集金人に納めていた。未納期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、転居先の市役所で住民票の転入手続と併せて国民年金の異動手続を行ったとしているが、申立人が保有する年金手帳には、転居先の住所が記載されておらず、婚姻に伴う強制加入から任意加入への種別変更も記載されていないほか、転居先の市で申立人に係る被保険者名簿が作成されたのは昭和52年であることから、申立人は転居の際に国民年金の被保険者資格の異動手続を行っていなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、転居先の町内会の集金人に毎月納付していたと述べているが、当時の町内会には国民年金の納付組織が無く、市役所から委嘱された国民年金の専任徴収員が3か月分ずつ集金しており、申立人の記憶と相違する。

加えて、転居先の市では昭和49年度まで年金手帳に検認印を押すこととなっていたが、申立人が保管している年金手帳には検認印が押されていない上、50年度からは納付書による納付へ変更されているが、年金手帳には領収書が貼付されておらず、申立人は納付書で納付した明確な記憶は無い。

そのほか、申立人に他の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに申立人の申立期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から54年3月まで

私は、昭和50年12月に退職し、その後自営を始めた。国民年金保険料の納付や各種手続については、妻に任せていたので、申立期間当時、妻の保険料が一括納付されているのであれば、私の保険料も一緒に納付されているはずであり、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金保険料の納付や各種手続を申立人の妻に任せていたとしており、申立人自身はそれらに関与していない上、妻は、申立人の国民年金加入手続や特例納付を含む保険料の一括納付についてほとんど記憶しておらず、当時の状況は不明である。

さらに、申立人は、申立期間当時、内縁関係にあった現在の妻が一括して国民年金保険料を納付した際、申立人の申立期間に係る保険料も一緒に納付したはずであるとしているが、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳及び申立人が居住した市町の国民年金被保険者名簿によると、退職後、申立人の国民年金への再加入手続は、昭和54年度に行われ、その際、昭和51年1月にさかのぼって被保険者資格が取得されたものとみられることから、妻が一括して保険料を納付した54年2月時点において、申立人は国民年金に加入しておらず、申立人の保険料と一緒に納付することはできなかつたものと判断される。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から45年12月まで
国民年金の加入手続を実父が行い、保険料は20歳到達時から婚姻するまで実父が町役場で納付していたと思う。婚姻後は生活することとなった町内に納付組織があり、妻の父が自分と妻の保険料を税金と一緒に納付していたはずであり、未納期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金の加入手続を実父が行い、婚姻するまで実父が町役場で保険料を納付し、婚姻後は申立人の妻の父が町内会の納付組織で納付していたとしており、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする実父及び申立人の妻の父は既に亡くなっていることから、当時の状況は不明である。

さらに、申立人は、国民年金手帳を実父から受け取った明確な記憶が無く、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年2月に婚姻した後の47年1月ごろに払い出されていることから、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の妻の両親と別世帯になったところに行われたものと考えられ、その際に20歳の時点までさかのぼって国民年金被保険者資格が取得されていることから、申立期間は未加入期間であり、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

加えて、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、ほかに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から52年6月まで
申立期間については、自分で毎月銀行の窓口で納付していたはずである。
未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間当時、毎月、金融機関で国民年保険料を納付していたと記憶しているが、国民年金保険料が毎月納付できるようになったのは、昭和59年4月からであり、毎月納付していたという記憶と相違する上、納付したとする保険料額も当時の金額と相違する。

さらに、申立人の妻は、昭和54年2月ごろに転居した際、住民票の異動届けと併せて国民年金の手続を行ったと思うとしており、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳は、53年11月から12月ごろに申立人の妻とともに連番で払出されており、その際に国民年金被保険者資格を20歳までさかのぼって取得している。したがって、申立期間当時から保険料を納付していたとするのは不自然であり、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、昭和54年10月に当時さかのぼって納付することができる52年7月までの保険料を過年度納付しているが、申立人及びその妻も保険料をまとめて納付した記憶は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年10月までの期間、43年4月から44年9月までの期間、45年4月から同年9月までの期間及び46年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年4月から同年10月まで
② 昭和43年4月から44年9月まで
③ 昭和45年4月から同年9月まで
④ 昭和46年4月から同年9月まで

国民年金の加入手続をだれが行ったのか分からないが、保険料を納付していたのは母親ではないかと思う。金融機関の預金口座を持っており、妻が金融機関で保険料を納付した領収書を所持していたので、私の保険料も金融機関で納付されていたと思う。未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付について関与していなかったと述べており、申立人の母親も既に亡くなっていることから、当時の状況は不明である。

さらに、申立人は、金融機関で納付されていたと思うとしているが、当時の町役場における国民年金保険料の納付方法は、昭和46年9月までは、国民年金手帳に印紙を貼付し、町役場の検認印を押す印紙検認方式を採用しており、金融機関では納付することはできない。

加えて、申立人は、その妻が所持している国民年金保険料の領収書は金融機関で納付した昭和59年度分であると述べるなど、申立てに不自然さがみられるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年10月から38年3月まで
② 昭和38年4月から40年2月まで

私は昭和30年10月ごろから38年3月ごろまでA事業所に勤務していた。社会保険担当者として手続をした記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、昭和38年4月ごろから40年2月までB社に勤務していた。給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであり、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当時の勤務の状況等について具体的に述べており、当時の同僚からも一緒に勤務した旨の供述もあることから、申立期間の時期にA事業所に勤務した事実があるものと推認することができる。

しかし、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、A事業所は既に廃業し、当時の事業主も死亡していること等から、申立人の勤務や厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる会社資料等は残っていない。また、A事業所は社会保険庁のオンライン記録によると厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる。

申立期間②については、申立人は、当時の勤務の状況等について具体的に述べていることから申立期間の時期にB社に勤務していた可能性があると思われる。しかし、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、

保険料控除等についての記憶もあいまいである。また、B社は実質的に廃業し、当時の会社資料等も保管されておらず、同僚等からの供述も得られないこと等から、申立人の勤務や厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる会社資料等は残っていない。さらに、B社は、社会保険事務所の記録によると厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年7月16日からであり、申立期間において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 21 日から 47 年 4 月 1 日まで
私は昭和 46 年 5 月から 47 年 3 月までA社に正社員として勤務していた。申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録や申立人の供述等から、申立人は、昭和 46 年 7 月以降も A 社に勤務していたことが推認することができる。

しかし、申立人は、申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除額についても記憶は無い。

また、A 社には、申立人の勤務や厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる資料は残っていない上、同僚等の供述も得られない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の被保険者原票照会回答票を確認したところ、申立人の記載は無く、健康保険厚生年金保険被保険者の払出番号の記録等に不自然さは無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 1 日から 46 年 7 月 20 日まで
昭和 39 年 4 月、A社に入社し、昭和 44 年 7 月に社内結婚した。結婚後も昭和 46 年 7 月 20 日まで引き続き勤務し、その間、勤務時間及び勤務日数は何ら変わっていない。健康保険証も交付され、給与から保険料も控除されていたと記憶している。また、夫の被扶養者になっていた記憶も無い。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時の上司や同僚等関係者の供述等から判断すると、申立人が申立期間の時期において、継続してA社に勤務したことがあると推認することができる。

しかし、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有していない。

また、A社には申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除について確認できる会社資料は残っていない上、同僚等の供述も得られない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社における当該事業所における申立人及び申立人の夫の被保険者原票を確認したところ、申立期間当時、申立人は夫の被扶養者となっており、社会保険事務所の事務処理に不自然な点はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 10 日から 47 年 6 月 20 日まで

私は、昭和 45 年 3 月末に A 社を退職し、ほどなく、B 社に勤務した。会社事務所横の寮に住み、重機の運転手をしていた。当時の同僚に加入記録があって、私に加入記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録や当時の B 社の役員及び同僚たちの供述等から、申立人が申立期間の時期に B 社に勤務した事実があると推認することができる。

しかし、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

また、B 社には当時の人事記録、賃金台帳等の関係資料は残っておらず、申立人の勤務や厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる会社資料は残っていない上、同僚等の供述も得られない。

さらに、社会保険事務所が保管する B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 59 年 5 月 1 日まで

私は、知人の紹介で、昭和 58 年 5 月から 59 年 4 月末日まで、A事業所に勤務した。一緒に勤務していた同僚に厚生年金保険加入記録があって、私には加入記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当時の勤務の状況について具体的に述べているとともに、A事業所からも「申立人の勤務期間は明確でないが、パートとして勤務していた。」と回答していることから、申立人が申立期間の時期に、A事業所にパートとして勤務した事実があると推認することができる。

しかし、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

また、A事業所には、当時の申立人の勤務や給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は残っていない上、同僚等の供述も得られない。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月から 45 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 10 月から 45 年 8 月末まで、A社に勤務した。私とほぼ同時期に勤務していた同僚に加入記録が有り、私に無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の勤務場所や勤務の状況等について具体的に述べているとともに、当時の同僚も申立人の勤務状況について供述していること、また、勤務事業所は明確になっていないものの雇用保険の加入記録から申立人が申立期間の時期にA社に勤務した事実があると推認することができる。

しかし、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶も無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は既に昭和 46 年 9 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立人の勤務や厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる会社資料は残っていない上、同僚等の供述も得られない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から23年9月1日まで
申立期間においてはA社（現在は、C社。以下同じ）B事業所に勤務していたが、社会保険にも加入していたはずであり、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚等の供述等から、申立人は申立期間の時期においてもA社B事業所に勤務していた可能性があるものと思われる。

しかし、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

また、A社は解散しており、営業を継承したC社にも、申立期間に係る申立人の勤務や厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる会社資料等は残っていない上、同僚等の供述も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 2 日から 41 年 3 月 2 日まで
私は昭和 40 年 11 月 2 日から 41 年 5 月 3 日までA社に勤務したのに、申立期間について厚生年金保険加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時のA社の関係者の供述等から判断すると、申立人が申立期間の時期においても同社に勤務していた可能性があると思われる。

しかし、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

また、A社は既に昭和 43 年 3 月に解散しており、申立人の勤務や厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる会社資料は残っていない上、同僚等の供述も得られない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間当時において健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和24年4月1日から同年12月1日まで
②昭和25年11月16日から26年11月1日まで

私は昭和24年4月から25年5月までA事業所に勤務していたが、申立期間①について厚生年金保険加入記録が無い。

また、昭和25年6月から26年10月までB社に勤務していたが、申立期間②について厚生年金保険加入記録が無い。

勤務していたことは確かであり、申立期間①②について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当時の勤務の状況等について具体的に述べていることから、申立期間の時期にA事業所に勤務した事実があるものと推認することができる。

しかし、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

また、A事業所は昭和26年4月に解散していること等から、申立人の勤務や厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる資料等の情報も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務していたこと及び同社において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、また、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。さらに、B社にも当時の勤務記録や、賃金台帳、社会保険関係届出等の関係資料は残っておらず、申立人の勤務や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者

名簿を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、事業主により申立人の厚生年金保険被保険者資格の再取得届が提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。